

番号	
----	--

外国人（研究者・留学生・見学者等）受け入れの事前確認シート

		記入年月日		年	月	日
申請者	フリガナ		印	所属・職名		
	氏名			T E L		
				E-Mail		

受入予定者の氏名		出身国 (国籍)	
	※ ☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③）該当性の根拠〔 〕		
提供予定の技術の内容 (概要)		受入予定者の所属先	
		取引期間	～
受入予定者の本学での身分等	☐ 留学生（ ☐ 大学院生 ☐ 国際交流学生 ☐ 研究生 ☐ 学部学生 ☐ その他（ ） ☐ 研究者・教員（ ☐ 本学で雇用（受入部署・職名等： ） ☐ その他（ ）） ☐ 訪問者 ☐ 海外からの研究員・研修生（※2名以上の場合は、別途参加リストを作成し添付してください）		

※特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみ。「該当性の根拠」には、関係する外国政府又は外国法人等(その属する国・地域名含む)も記入してください。

■ 以下を記載する前に、裏面（フローチャート）のチェックを行ってください。

●以下は、裏面（フローチャート）のチェックにおいて、作成要となった場合のみ記載してください。

〔相手先に関する懸念情報〕 ※裏面の『E』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国人ユーザーリスト（※）に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
相手先が、HP等の公開情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去に関与していた疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下に同じ。）に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍もしくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	☐ はい ☐ いいえ

※外国人ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」（<http://www.meti.go.jp/ampo/law05.html#user-list>）を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

●以下は、申請者は記入不要

部局輸出管理責任者確認欄（該当のものにチェックを入れる）		確認欄	
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。 ☐ 取引可 ☐ 審査票の作成を要する		部局輸出管理責任者	部局輸出管理責任者
		年 月 日	年 月 日
コメント欄			

「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票（外国人(研究者・留学生・見学者等受入用)(様式6)」と②「用途確認及び需要者確認チェックシート（様式4）」を作成し、この書式（様式2）とこれまで作成・徴収した書類を全て添付して、国際医療福祉大学安全保障輸出管理委員会へ提出してください。

安全保障輸出管理（外国人研究者・留学生・見学者等の受入）に関するフローチャート

記入年月日 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック（■・✓）を入れてください。網掛け部分を記入してください。

S T A R T

外国人研究者・
教員、留学生・
研究生、見学者
等を受け入れる

A) ①日本で雇用関係を既に結び、日本で勤務している人である。
②受入研究室等が人文社会科学系の非実験系研究室である。
③学部への留学希望者である。
④学内施設見学、文化交流等を目的とし、未公開の研究情報の提供は伴わない。

□ ①②③④のいずれにも該当しない

□ ①の場合は、在籍証明書を添付

□ ②の場合は、研究分野を記入

□ ③の場合は、研究分野を記入

□ ④の場合は、内容を記入

B) 技術の該否判定(※注2)を、外国為替令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該否判定書(様式3)を作成してください。

* 経済産業省ホームページより貨物・技術のマトリクス表を参照してください。 http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

提供する技術は、「外為法リスト規制」に該当する □ はい □ いいえ

当該貨物又は技術が、輸出貿易管理令別表第1/貨物等省令、もしくは外国為替令別表/貨物等省令のいずれかの項番・
(※注2) 該否判定： 条項号に該当するか又は非該当であるかを判定する作業。なおメーカーが作成した該否判定書を使用する場合は、
内容を再確認したうえで添付してください。不明な点は、部局輸出管理責任者へ確認してください。

C) 事前確認シート<様式2(表面)>の[相手先に関する懸念情報]をチェックしてください。

[相手先に関する懸念情報]に一つ以上「はい」がある。 □ はい □ いいえ

□ B)・C) がいずれも はい または
□ B) がいいえ、C) が はい の場合

D) 相手先は
輸出令別表第
3の地域である
(※表1) □ はい

【外為法の例外規定の適用】

E) ① □ 公知の技術の提供である (※注1)
② □ 本大学の雇用を予定しており、雇用前に技術提供を行わない

①の根拠記入欄

公表(予定)年月日

公表(予定)媒体・学会名

□ ①、②のいずれにも該当しない
または
□ ①、②のいずれかに該当するが、
B) または C) が はい の場合

□ ①、②のいずれかに該当
(左記を除く)

(※注1) 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引の例
・新聞、書籍、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
・学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
・あらかじめ設定されて見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
・学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引・ソースコードが公開されているプログラムの提供

このシート(様式2)と今までに作成・徴収した書類をすべて
部局輸出管理責任者へ提出して、審査を受けてください。

書類を提出のうえ取引可

※表1：輸出令別表第3の地域（輸出管理が適正に行われると認められる国）
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国